

移住啓発用媒体作成業務委託要項

1 業務名称

移住啓発用媒体作成業務

2 業務の概要と目的

屋久島町の将来人口は、このまま施策を講じなければ2050年以降に人口10,000人を割ることが見込まれ、それを打開する方法としては自然移動より社会移動を活発化させることが重要であると推計されたところです。

そこで、移住・定住を啓発するポスター等を製作し、各種イベントの外、官公署等に掲載し移住定住を強く進めていきます。

社会移動については、多くの生産年齢人口帯を受け入れることが重要であり、特に20代～40代の女性に、類い稀な大自然を有する本町において子育てをしてみたいと誘発させることを期待するデザインを広く募集します。

3 業務内容

別紙「移住啓発ポスター等制作業務仕様書」のとおり

4 契約期間

契約締結日から平成27年12月25日まで

5 事業費

2,700千円（消費税および地方消費税を含む）を上限とする。

6 選定方法

公募型プロポーザル方式による。

7 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 屋久島町物品の購入等に係る指名競争入札参加資格審査要綱（平成19年告示第14号）による指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 屋久島町建設工事等暴力団等排除措置要綱（平成19年告示第43号）による入札参加除外措置を現に受けていないこと。
- (4) 応募書類提出の際、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 応募者の所在地が屋久島町内であること。

8 申込方法およびスケジュール

(1) 募集要項および提出書類様式の配付

①配付期間：平成27年11月2日（月）～11月13日（金）まで
（土日祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分まで）

※募集要項等については、屋久島町ホームページにも掲載している。

(2) 参加申込書の提出（別紙様式1-1）

本プロポーザルの参加にあたっては、下記提出期限までに、参加申込書を提出し、参加の意思表示を行うこと。

提出期限：平成27年11月13日（金）午後5時15分まで

提出は下記事務局あて郵送または持参すること。郵送の場合は、提出期限までに事務局に必着のこと。

(3) 応募書類の提出

① 提出書類

ア デザイン提案書提出届（別紙様式1-2）

イ デザインサンプル（様式任意）

ウ 受託金額見積書（様式任意）

エ 同種業務のこれまでの実績（任意提出：他業務で制作した成果物等）

※ 受託金額見積書については、積算根拠、内訳が分かるように記載すること。なお、契約候補者に選定された場合、当該見積額が、契約額を確約するものではない。

② 提出部数 正本1部 副本4部（副本は複写可）

代表者の押印のあるもの

③ 応募書類の提出期限

平成27年11月30日（月）午後5時15分まで

※ 応募書類の提出は、下記事務局まで郵送または持参すること。

郵送の場合は、上記提出期限までに事務局に必着のこと。

(4) 提出書類様式の配付場所および提出先

〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田469番地45

屋久島町役場 企画調整課 企画調整係 担当：内田

(5) 問い合わせ先

電話：0997-43-5900（内線114）

FAX：0997-43-5905

メール：kikaku@yakushima-town.jp

9 デザイン提案書の作成要領

(1) 提出する書類の規格は基本A4版とする。

(2) デザイン提案書提出届には、デザインに対しての解説、企画したデザインのポイント、作成の背景等、提案趣旨を明確に示すこと（本デザイン提案は、本業務における取組方針について、デザインの提案を求めるものであり、成果物の提出を求めるものではない）。

10 審査に関する事項

- (1) 審査方法および審査項目
別紙「移住啓発ポスター等政策業務委託プロポーザル審査要領」による。
- (2) 審査結果
 - ① 審査結果は、審査終了後に応募者全員に書面で通知する。
 - ② 審査結果に関する問い合わせおよび異議申立ては受けない。
- (5) 業者決定および委託契約の締結
平成27年12月上旬

11 契約事項

- (1) 契約は、審査により選定された契約候補者と本町において、協議を行った上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約によって、当該業務に係る委託契約を締結することを前提とする。
- (2) 失格その他の理由により契約候補者との契約が不可能となった場合は、候補者選定審査において、次点となった者と協議を行う。

12 失格要件

- (1) 応募書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 参加申込書提出後、提出期限内に応募書類を提出しなかった場合
- (3) 募集要項における諸条件に違反した場合

13 提出書類等の帰属性

本企画提案募集に際し、提出された書類等に関する権利及び事業実施による成果品に関する権利は、すべて屋久島町に帰属するものとする（採用されたデザインに関するものに限る）。

14 その他

- (1) 応募費用、書類等に係る費用は全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 参加申込書提出後に辞退する場合は、事務局まで事前に連絡の上、辞退届（様式任意）を提出すること。